（国家戦略特別区域法の一部改正）

第三十一条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第二十四条の三第三項第一号」を「第二十四条の二第三項第一号」に改める。

第二十四条の二を削る。

第二十四条の三第一項中「別表の十二の三の項」を「別表の十二の二の項」に改め、同条を第二十四条の二とする。

第二十四条の四中「別表の十二の四の項」を「別表の十二の三の項」に改め、同条を第二十四条の三とする。

別表の十二の二の項を削り、同表の十二の三の項中「第二十四条の三」を「第二十四条の二」に改め、同項を同表の十二の二の項とし、同表の十二の四の項中「第二十四条の四」を「第二十四条の三」に改め、同項を同表の十二の三の項とする。

（国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条　前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第二十四条の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による内閣総理大臣の認定に係る国家戦略特別区域法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）の区域をその区域に含む都道府県の知事が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に当該市町村の長から、当該市町村の区域において第四条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十一条第二項に規定するシルバー人材センターが行う同法第四十二条第一項第二号及び第四号に掲げる業務（同法第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合が行う同法第四十五条において準用する同法第四十二条第一項第二号及び第四号に掲げる業務を含む。）に関し、その取り扱う範囲を拡張する旨の通知を受けたときは、当該都道府県の知事が、同日において第四条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十九条第一項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定により当該市町村の区域において全ての業種及び職種を指定したものとみなして、同法の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久

政令

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百三号

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（内閣官房組織令の一部改正）

第一条　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「六十八人」を「六十六人」に改める。

附則第二項中「三人」を「一人」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第二条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中　「第一節　北方対策本部（第三十七条―第三十九条）
第二節　子ども・子育て本部（第四十条―第四十三条）」を
「第一節　地方創生推進事務局（第三十七条―第三十九条）
第二節　知的財産戦略推進事務局（第四十条―第四十三条）
第三節　宇宙開発戦略推進事務局（第四十一条・第四十二条・第四十四条―第四十六条）
第四節　北方対策本部（第四十七条―第五十条）
第五節　子ども・子育て本部（第四十三条）」に改める。

第二条中第四十一号を削り、第四十二号を第四十一号とし、第四十三号から第四十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第一号ニを次のように改める。

ニ　道州制特別区域（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第二条第一項に規定するものをいう。）における広域行政（同条第二項に規定するものをいう。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第三条第一号ホ中「第四条第一項第三号の三」を「第四条第一項第十二号」に改め、同号リ中「第三号(15)」を「第三号(9)」に改め、同号ヌを削り、同号ル中「第三号(21)」を「第三号(11)」に改め、同号力中「ワ」を「ヲ」に改め、同号ヲを同号ワとし、同号ヨを同号ヲとし、同号タを同号ヨとし、レからツまでを削り、同条第二号中「高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護、自殺対策の推進及び子どもの貧困対策の推進に関する政策その他の」を「内閣総理大臣を長とし、内閣府設置法第四条第一項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい」に改め、「この重要政策」の下に「について、当該重要政策」を加え、「当該重要政策に関し」を削り、同条第三号中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)から(7)までを削り、同号(8)中「(平成十八年法律第百十六号)」を削り、同号(8)を同号(4)とし、同号中(9)及び(10)を削り、(11)を(5)とし、同号(12)中「第四条第一項第三号の三」を「第四条第一項第十二号」に改め、同号(12)を同号(6)とし、同号中(13)を(7)とし、(14)を(8)とし、(15)を(9)とし、(16)から(19)までを削り、(20)を(10)とし、(21)から(35)までを(11)から(25)までとし、同号(36)中「(20)から(35)まで」を「(10)から(25)まで」に改め、同号(36)を同号(26)とし、同号中(37)を(27)とし、(38)から(40)までを(28)から(30)までとし、同号(41)中「(39)及び(40)」を「(29)及び(30)」に改め、同号(41)を同号(31)とし、同号中(42)を削り、(43)を(32)とし、(44)から(48)までを(33)から(37)までとし、(49)及び(50)を削り、(51)を(38)とし、(52)から(54)までを(39)から(41)までとする。

第八条の見出し及び同条第一項中「、宇宙審議官」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「、宇宙審議官の定数は一人と」を削り、同項を同条第七項とする。

第十四条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十条第三項中「四十六人」を「四十三人」に改める。

第四十六条を第五十三条とし、第四十五条を第五十二条とし、第四十四条を第五十一条とする。

第四章第二節中第四十三条を第五十条とし、第四十条から第四十二条までを七条ずつ繰り下げ、同節を同章第五節とする。

第四章第一節中第三十九条を第四十六条とし、第三十八条を第四十五条とし、第三十七条を第四十四条とし、同節を同章第四節とし、同節の前に次の三節を加える。